

資料 1

笠岡市空き家等の適切な管理に関する条例（笠岡市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正）（案）のパブリックコメント結果について

1 募集期間

令和3年12月6日（月）から令和3年12月27日（月）まで

2 閲覧場所

笠岡市建設部都市計画課

笠岡市政策部協働のまちづくり課

各出張所（白石島，北木島及び真鍋島）

吉田文化会館

各公民館

笠岡市ホームページ

3 閲覧者数

133名（文書閲覧 6名，ホームページ閲覧 127名）

4 意見者数及び意見数

意見者数 1名

意見数 1件

5 意見の概要

番号	区分	意見
1	第9条（支援）	遠隔地に住んでいる空き家管理ができない所有者に代わって空き家の立木等の処分をしています。できれば大人数でやりたいと思っていて、協力者を募るときに、草刈り機の燃料代，チップソー代，弁当代等が出せれば喜んでもらえるのではと思っています。条例第9条の「・・・必要な支援をすることができる。」の支援内容と支援要請の手続方法を明示していただければと思います。

笠岡市空家等の適切な管理に関する条例（笠岡市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正）（案）に対する意見等の内容及び市の考え方

第9条（支援）

（意見等の内容）

- 1 遠隔地に住んでいる空き家管理ができない所有者に代わって空き家の立木等の処分をしています。できれば大人数でやりたいと思っていて、協力者を募るときに、草刈り機の燃料代、チップソー代、弁当代等が出せれば喜んでもらえるのではと思っています。条例第9条の「・・・必要な支援をすることができる。」の支援内容と支援要請の手段方法を明示していただければと思います。

（市の考え方）

ここでは、空家等の適切な管理及び活用の促進を図るため、空家等が特定空家等の状態等になることを防止するとともに、その状態の改善を図ることに対して、市が必要な支援をすることができることを規定しています。

この必要な支援は、第6条にある空家等対策計画に基づいて行うこととなりますが、現在は、所有者等に対する情報提供と空家等の除却に係る支援を実施しています。

【情報提供に係る支援】

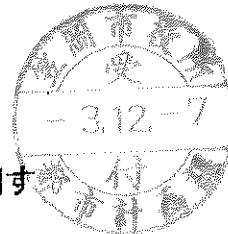
- ・ 空き家管理サービスを行う業者
- ・ 笠岡市空き家バンク制度
- ・ 空き家に関する補助制度

【空家等の除却に係る支援】

- ・ 居住のない老朽空き家の解体撤去後に課税される固定資産税等の一部を助成
- ・ 特定空家等の状態になった空家等の除却工事に係る経費の一部を補助

また、手段方法については、対象となる空き家の所有者等が市の窓口にお問合せ又は申請をしていただくこととなります。

なお、御意見にあります空き家の管理につきましては、第4条に所有者等の責務を規定しており、自己の財産である空家等を自己の責任において適切に管理すべきものと考えておりますので、現段階においては、空き家の管理に関する助成金や補助金の交付、チップソー等の物品交付等の支援は考えておりません。



「笠岡市空家等の適切な管理に関する条例（笠岡市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正）（案）」に対する意見提出書

令和3年12月7日

住所 (所在地)	[Redacted]
氏名 (代表者名)	[Redacted]
電話番号	[Redacted]
意見提出者の区分 ※該当する区分に ○をつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> ① 市内に住所を有する方 <input type="checkbox"/> ② 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及び団体 <input type="checkbox"/> ③ 市内の事務所又は事業所に勤務する方 <input type="checkbox"/> ④ 市内の学校に在学する方 <input type="checkbox"/> ⑤ 本市に対して納税義務を有する個人及び法人 <input type="checkbox"/> ⑥ パブリックコメント手続に係る利害関係を有する個人、法人及び団体
ご意見記入欄（必須）	<p style="text-align: center;">別紙あり (別紙がある場合、○をしてください。)</p> <p>■笠岡市空家等の適切な管理に関する条例（笠岡市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正）（案）の内容についての意見のみ御記入ください。</p> <p>■笠岡市空家等の適切な管理に関する条例（笠岡市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正）（案）のどの部分に対する意見かを御記入ください。</p> <p style="font-size: 2em; margin-left: 100px;">第5条</p> <p style="font-size: 2em; margin-left: 100px;">第9条</p>

■提出期限 令和3年12月27日（月）〔当日消印有効〕

■御意見の提出方法

- ・電子メールによる提出 toshikeikaku@city.kasaoka.lg.jp
- ・ファクシミリによる提出 (0865)69-2183
- ・持参・郵送による書面提出 〒714-8601 笠岡市中央町1-1

笠岡市建設部都市計画課 宛

■お問合せ先 笠岡市建設部都市計画課 (0865)69-2140

■提出された御意見については、意見の概要、笠岡市の考えなどをまとめ、笠岡市ホームページなどでの公表を予定しています。その際には、御意見以外の情報（住所・氏名等）は一切公表しません。また、個人情報についても今回のパブリックコメント手続以外には使用しません。

なお、賛否だけの結論や趣旨が不明確な御意見には、笠岡市の考え方をお示しできない場合がありますので御了承ください。

■御意見記入欄が足りない場合は、別紙を添付してください。



笠岡市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正（案）に対する意見提出書

別紙

私は遠隔地に住んでいるため空き家管理ができない所有者と話し、条例第5条に則り、集落内の空き家とその所有の放置されている田畑に繁っている竹、木、草を除去することにしました。

空き家の庭に繁っている木、竹等を処分するために、周りの田畑の竹、木、草を焼却処分しています。それが済んでから空き家本体の庭の整理にかかります。その整理とはやはり、庭の竹、木等を切り、整理した田畑に運び出し焼却処分をします。今は空いた時間に少しずつしていますが、できれば大人数でやりたいと思っています。しかし集落内道路等の清掃を年2回行っており、集落全体に依頼することは難しいと考えています。個別に協力者を募るときに、草刈り機の燃料代、チップソー代、弁当代等が出せれば喜んでもらえるのではと思っています。

よって条例第9条の『・・・必要な支援をすることができる。』の支援内容と支援要請の手続方法を明示して頂ければと思います。

以上宜しくお願いします。

笠岡市空家等の適切な管理に関する条例（案）

笠岡市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年笠岡市条例第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、空家等の適切な管理を図ることにより、放置された空家等による災害等を未然に防止するとともに、良好な景観及び生活環境の保全並びに安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（民事による解決との関係）

第3条 この条例の規定は、空家等の所有者等と当該空家等が適切な管理が行われていないことにより被害を受けるおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

（所有者等の責務）

第4条 空家等の所有者等は、法第3条の規定により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行わなければならない。

（市と市民の協働）

第5条 市と市民（市内に居住し、又は市内で働き、学び、若しくは活動する個人、法人、その他の団体をいう。以下同じ。）は、協働して、空家等の適切な管理を図る取組を進めるものとする。

（市の責務）

第6条 市は、法第4条の規定により、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

（市民の役割）

第7条 市民は、空家等が特定空家等であると疑うに足りる事実があるときは、市にその情報を提供するよう努めるとともに、市が行う調査等に協力するよう努めるものとする。

（緊急応急措置）

第8条 市長は、特定空家等について、放置することが著しく公益に反すると認められ、かつ、人の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認

められる場合は、緊急にその危険な状態を回避するために必要な最低限の措置（以下「緊急応急措置」という。）を自ら行い、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 市長は、前項の緊急応急措置を行い、又は行わせる場合においては、当該特定空家等の所有者等の同意を得るものとし、過失がなく、当該特定空家等の所有者等を確認することができないときは、特定空家等の状態及び緊急応急措置を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 市長は、緊急応急措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収するものとする。

（支援）

第9条 市長は、空家等の適切な管理及び活用の促進のため、特に必要があると認められるときは、空家等が特定空家等の状態になることの防止及び特定空家等の状態の改善を図るための必要な支援をすることができる。

（協議会）

第10条 法第7条第1項の規定により、笠岡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（関係機関との連携）

第11条 市長は、法及びこの条例の施行のため必要があると認めるときは、関係行政機関、住民自治組織等に対し、特定空家等の所在地及び物的状態の内容に関する必要な情報を提供し、当該特定空家等の状態を改善するために必要な協力を求めることができる。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の笠岡市空き家等の適正管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ法及びこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第13条第1項の規定により置かれている笠

岡市空き家等適正管理審議会は、改正後の笠岡市空家等の適切な管理に関する条例第10条第1項の規定により置かれる笠岡市空家等対策協議会となり、同一性をもって存続するものとする。